

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	個人番号カード交付管理システム利用のための外部結合等について
--------	--------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第 17 条第 1 項第 4 号（外部電子計算機との結合）

【報告】

◇第 14 条第 1 項（業務委託）

（担当部課：地域文化部戸籍住民課）

事業の概要

事業名	個人番号カード交付管理システムの利用等
担当課	戸籍住民課
目的	個人番号カードの交付事務に係る交付日時の予約、カードの保管・交付状況等の管理をシステム化することにより、区民サービスの向上、事務の効率化・迅速化及び個人番号カード管理の徹底を図る。
対象者	新宿区民のうち、個人番号カードの交付申請を行った者
事業内容	<p>個人番号カードの交付事務について、国は3年3か月間で国民の2／3にあたる約8,707万枚の個人番号カードを交付するとしている。当区に換算すると約22万7千枚の大量の個人番号カードを交付することとなり、区の交付窓口においても相当の混雑が想定される。このため、個人番号カード交付管理システムを利用し、区民サービスの向上及び事務の効率化・迅速化を図る。</p> <p>1 区民サービスの向上</p> <p>交付希望日時を電話又はインターネットで受け付ける予約システムを利用することにより、交付窓口の混雑緩和、待ち時間短縮等の区民サービスの向上を図る。</p> <p>2 事務処理の迅速化・効率化</p> <p>個人番号カードの交付事務をシステムで管理することにより、予約で受け付けた対象カードを検索して保管場所から容易に取り出すことを可能とし、交付準備等に係る作業の迅速化及び効率化を図る。</p> <p>3 個人番号カードの適正管理</p> <p>交付通知書の発送から個人番号カードの交付に至るまでの進捗状況等を、個人番号カード製造管理番号を基にシステムで一括管理することにより、対象カードの交付前準備状況や保管状況等を即時に把握し、交付前の個人番号カードを適正に管理する。</p>

件名 個人番号カード交付管理システム利用のための外部結合について

保有課(担当課)	戸籍住民課
登録業務の名称	個人番号の指定、通知カード及び個人番号カードに関する事務
結合される情報項目(だれの、どのような項目か)	【新宿区民のうち、個人番号カードの交付申請を行った者に係る情報項目】 申請書ID、カナ氏名、誕生日、製造管理番号、発送番号、予約番号、電子メールアドレス、受取人種別、代理受取人カナ氏名、交付予約日時、交付窓口、受付番号、受付パスワード、処理状況
結合の相手方	株式会社NTTデータ関西 (プライバシーマーク取得、ISO9001認証取得、ISMS認証取得、ITSMS認証取得)
結合する理由	<p>個人番号カードの交付に関する事務において、区民の利便性を向上し、事務の効率化・迅速化を図るため、「個人番号カード交付管理システム」を利用する。</p> <p>交付管理システムは、地方公共団体間のIT格差を軽減するための国のIT戦略の一環として、LGWANを利用して民間事業者が地方公共団体に高品質の各種サービスを提供することを認めるLGWAN-ASPに登録されたシステムである。</p> <p>LGWAN-ASPに登録されたシステムは、地方公共団体情報システム機構による審査及び登録を受けており、非常に高いセキュリティレベルと品質が確保されている。また、区が独自にシステム構築を行うよりも経費面、運用面、構築期間において優れている。</p> <p>このため、このシステムのサービスを提供できる委託業者を相手方として、結合するものである。</p>
結合の形態	LGWANを利用して、区のイントラネットパソコンと「株式会社NTTデータ関西」が管理・運営する個人番号カード交付管理システムとを接続し、前記「結合される情報項目」の処理を行う。
結合の開始時期と期間	平成28年2月1日から平成28年3月31日まで(以降継続)
情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 通信は、LGWANによる専用回線を使用し、ファイアウォールによる通信制御を行う。 2 通信により授受するデータは、暗号化を実施する。 3 侵入検知・防御装置、コンピュータウイルス対策、改ざん防止監視、操作ログ監視によるセキュリティ対策を実施する。 4 イントラネットパソコンの取扱いに際して、ユーザID及びパスワードにより正当なアクセス権限があることを確認し、さらに個人番号カード交付管理システムにおいてもユーザID及びパスワードによるアクセス権限の確認を行う。 5 地方公共団体情報システム機構が定める「総合行政ネットワークASPガイドライン」及び「総合行政ネットワークASP基本要綱」を遵守する。 6 上記に掲げるもののほか、「新宿区情報セキュリティ規則」を遵守する。

件名 個人番号カード交付管理システムサービス提供業務の委託について

保有課(担当課)	戸籍住民課
登録業務の名称	個人番号の指定、通知カード及び個人番号カードに関する事務
委託先	株式会社NTTデータ関西 (プライバシーマーク取得、ISO9001認証取得、ISMS認証取得、ITSMS認証取得)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	【新宿区民のうち、個人番号カードの交付申請を行った者に係る情報項目】 申請書ID、カナ氏名、誕生日、製造管理番号、発送番号、予約番号、電子メールアドレス、受取人種別、代理受取人カナ氏名、交付予約日時、交付窓口、受付番号、受付パスワード、処理状況
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体
委託理由	個人番号カードの交付に関する事務において、区民の利便性を向上し、事務の効率化・迅速化を図るため、「個人番号カード交付管理システム」を利用する。 交付管理システムは、LGWANを利用して地方公共団体に高品質の各種サービスを提供するLGWAN-ASPに登録されたシステムである。 LGWAN-ASPに登録されたシステムは、情報セキュリティ面において非常に高いセキュリティレベルと品質が確保されており、区が独自にシステム構築を行うよりも経費面、運用面、構築期間において優れている。 このため、このシステムのサービスを唯一提供できる上記委託先事業者に委託するものである。
委託の内容	1 個人番号カード交付管理システムサービスの提供 (交付日時予約機能、個人番号カード交付管理機能) 2 バックアップ等運用管理 3 サーバ機器・ネットワーク管理 4 障害・保守対応 5 情報セキュリティ対策 6 初期設定作業等 ※委託事業者は直接的に個人情報を取り扱うことはないが、上記業務のうち、項番号2、3、4番における運用管理作業等において、バックアップ等の個人情報を間接的に取り扱うことがある。
委託の開始時期及び期限	平成28年2月1日から平成28年3月31日まで(以降継続)
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 区と委託先との契約書に、別紙のとおり、個人情報の取り扱いに関する「特記事項」を付し、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例を遵守することを明記する。 2 区と委託先との契約書に、システムを設置するデータセンターを国内に限定し、施設や設備が区の指定する基準を満たしていることを明記する。 3 区と委託先との契約書に、セキュリティ専門会社によるセキュリティ診断を毎年受診することを明記する。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 通信は、LGWANによる専用回線を使用し、ファイアウォールによる通信制御を行い、授受するデータは、暗号化を実施させる。 2 侵入検知・防御装置、コンピュータウイルス対策、改ざん防止監視、操作ログ監視によるセキュリティ対策を実施させる。 3 システム操作権限設定により、サーバ環境の変更設定情報の閲覧・変更を制御させる。 4 有人による常時監視に加え、不正利用等システム動作記録の解析を行わせる。 5 上記の他、地方公共団体情報システム機構が定める「総合行政ネットワークASPガイドライン」及び「総合行政ネットワークASP基本要綱」を遵守させる。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 6 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 7 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 8 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 9 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

- 10 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成

した個人情報記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

(業務に関する報告)

- 11 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

- 12 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

- 13 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

- 14 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 15 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 16 乙は、第1項から第14項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。